

平成18年7月6日

金融庁検査局総務課調査室 御中

社団法人 信 託 協 会

## 「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)(案)」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 総論【要望】

本信託検査マニュアルを用いる際には、単に、各チェック項目の字義通りの対応を確認する機械的、画一的な運用が行われないよう、要望する。検証に際しては、被検査金融機関と十分に意見交換を行った上で、各チェック項目の趣旨および信託商品の多様性やスキーム全体における受託者の役割、当該業務の規模等を踏まえて、被検査金融機関が行っている対応が合理的なものであるか、目的から考えた場合に十分なものであるか等を踏まえて、業務の適切性について判断いただきたい。

##### < 組織 >

チェック項目に記載されている組織(例:信託財産管理部門等)については、必ずしも他業務との組織分離を求めるものではなく、他業務との兼務や同一部内における役割分担等を行っている場合においても、牽制体制等の確保等の各チェック項目の目的が確保されている場合においては業務の適切性は確保されていると判断いただきたい。

##### < 商品特性 >

元本補てん付金銭信託等の引受時における受託審査部門での事前チェックや流動化目的以外の信託における受託金額(信託元本額)の妥当性の確認等、信託商品の商品性によりチェック項目への対応が不要である場合やチェック項目が求めるレベルとは異なる対応が許容される場合には、業務の適切性は確保されていると判断いただきたい。

##### < 受託者の役割 >

受託者の役割・義務が限定的であり、スキームにおける他の参加者の役割・義務等により委託者及び受益者保護が図られている等、チェック項目の意図が満たされている場合においては、チェック項目が求める対応を行っていない場合でも、業務の健全性は確保されていると判断いただきたい。

## **2 . 総論【確認】**

本マニュアルにおいて「A・B」との記載されている場合は、「AまたはBまたは、AおよびB」と解し、各チェック項目の目的を踏まえ、業務の適切性が確保されている場合は、「AまたはB」でも可と解してよいか。

### **3 . (14 頁) 1 信託引受管理態勢、(28 頁) - 1 信託引受審査態勢【質問】**

「信託引受管理」「信託引受審査」の定義を明確化していただきたい。

### **4 . (14 頁) - 1 - (2) 信託引受管理のための組織・内部規程の整備等 【質問】**

「営業推進部門」の定義を明確化していただきたい。

### **5 . (20 頁) - 4 信託引受の際の書面交付の適正性(2)【確認】**

「委託者に交付すべき書面は、コンプライアンス部門等によるリーガルチェック等を受けることとされているか」とあるが、牽制機能に着目してチェックをするという主旨に合致していれば、必ずしも、リーガルチェックを行なう部門は、コンプライアンス担当部門である必要はないという理解でよいか。

### **6 . (24 頁) 3 (2) 信託契約代理店の業務運営の定期的評価 【要望】**

「所属信託兼営金融機関」につき、委託先が複数の信託兼営金融機関の委託を受けた乗合代理店においては、他の所属信託兼営金融機関は含まれないことを確認したい。ついで、「所属信託兼営金融機関による監査の実施状況」を「信託兼営金融機関自らが行った監査の実施状況」に修正していただきたい。

### **7 . (32 頁) 1 - (4) 委託者の目的の検証 【確認】**

受益権譲渡価格が適正な価額(時価等)から乖離している疑いのあるスキームにおける受益権譲渡とは、受託者が関与し、知り得る範囲での受益権譲渡と解してよいか。

### **8 . (32 頁) 1 - (5) スキームの関係当事者の確認【質問】**

「スキームの関係当事者の確認」の目的・意図をご教示いただきたい。

### **9 . (33 頁) - 1 - (6) 流動化案件の検証【確認】**

会計上のオフバランスの可否の判断については、当該委託者の会計監査人の判断とな

るので、その責任を受託者が負うことは不可能であるが、受託者として可能な範囲で確認・検証をするということによいか。

#### **10 .(33頁) - 1 - (6) 流動化案件の検証 【確認】**

会計上のオフバランスの可否に係る「取引価額」については、「受益権の取引価格」を指すと解してよいか。

#### **11 .(34頁) - 1 - (9) 受託金額の妥当性【確認】**

「受託金額」につき、信託帳簿上の「信託元本額」を指すものと解してよいか。

#### **12 .(34頁) - 1 - (9) 受託金額の妥当性【確認】**

受託金額（信託元本額）の妥当性の考え方については、例えば、管理目的の財産の信託や、受益権のSPCへの譲渡価格の妥当性が確保されている場合等、信託目的等に応じて、変わりうると考えてよいか。

#### **13 .(36頁) - 3 - (4) 金銭債権の状況の把握【要望】**

「金銭債権に係る信用リスク等の状況を把握する態勢となっているか」につき、目的・趣旨を記載していただきたい。

#### **14 .(43頁) - 1 信託財産分別管理の適正性(7)【確認】**

「法令等に基づき、信託財産の管理を第三者に委託する場合」の「法令等」とは、信託業法、兼営法およびその関連する政府令のことを指すと解してよいか。

#### **15 .(44頁) - 3 コーポレートアクション等の権利保全の適正性【要望】**

柱書き部分については、「情報が適時適切に委託者等に伝わらない場合には」を「適時適切に処理がされない場合には」に修正していただきたい。

理由：コーポレートアクションについては、その権利等の取得に選択肢がある場合には必要に応じて、委託者等（運用者）に情報を適切に伝えるべきであるが、選択肢のないものについては、情報を委託者等に伝えるではなく、権利の保全等の事務処理を適切に行なうことが信託銀行の責務と判断される為。

#### **16 .(46頁) - 6 金銭債権の管理の適正性(8)【要望】**

「回収状況報告書」については、実務においてはサービサーが作成する書類であるため、受託者が作成する「信託財産状況報告書」に修正いただきたい。

#### **17 .(50頁) - 1 管理記録の保持(1)【要望】**

「信託財産に係る取引が、信託財産の計算期間ごとに、信託勘定元帳及び総勘定元帳に適切に記録されているか」とあるが、「総勘定元帳」とは、信託契約ごとに作成される信託勘定元帳全てを合算したものであるため、「信託財産の計算期間ごと」に記録することはできない。したがって、「及び総勘定元帳」の部分は削除していただきたい。

**18 .(65 頁) - 1 - ( 1 ) 自己取引(銀行勘定と信託勘定の間の取引)の管理 【要望】**

「銀行勘定への貸付」につき、V - 2 - ( 2 ) の「銀行勘定貸」と同義であれば、「銀行勘定貸」に修正していただきたい。

**19 .(69 頁) - 2 - ( 2 ) 銀信間の情報管理【確認】**

本記載は業法 29 条の表現だが、業法上は、 - 1 - ( 4 ) に記載している通り、施行規則で例外規定が設けられている。本記載ではその部分が記載されていないが、業法施行規則は考慮されると考えてよいか。

以 上